

監 査 委 員 公 表

監査委員公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき請求された住民監査請求（令和元年6月17日受付）について監査を行ったので、同条第4項の規定により、その結果を公表する。

令和元年8月27日

長崎県監査委員	濱	本	磨毅穂
同	砺	山	和 仁
同	山	田	朋 子
同	山	本	由 夫

住民監査請求に関する監査結果

(長崎県立諫早高等学校におけるプレート及び図書の管理に関する措置請求)

第1 請求の概要

1 請求人

大村市 A

2 請求があった日

令和元年6月17日

3 請求の内容

(1) 請求の要旨

令和元年6月15日付けで提出された「長崎県職員措置請求書」(以下「請求書」という。)によると、請求の要旨は次のとおりと解される。

平成23年末から平成28年1月ぐらいまでの間において、長崎県立諫早高等学校から「化学教官室」及び「第2化学室」と書かれたプレート並びに図書が卒業生により盗み出されたが、同校は何ら返還請求をしないまま放置している。

そもそも同校は、上記について調査すらしていないため何をどれだけ盗まれたかも把握できていない現状であり、同校の管理は極めてずさんで違法・不当との指摘を免れない。

また、盗んだ者に対する返還請求をしていないため、長崎県教育委員会は、プレート代及び図書の費用という損害をこうむっている。

したがって、長崎県教育委員会に対し、上記プレート及び図書の返還請求を行うこと、今後プレートや図書が盗難に遭わないような、あるいは、管理の適正化を図るなどして直ちに盗難に気付くような再発防止策をとること、実地検査や実地監査を盗難が把握できるような実効性のあるものに変更すること、盗んだ者に対して刑事訴訟法第239条に基づく告発を行うこと、に係る措置を講ずるよう勧告することを求める。

(2) 事実証明書

本件請求について、次のとおり事実証明書が提出された。

請求書の記載内容に関して箇条書きにした文書(1枚)

九州大学伊都図書館での本の盗難に関するインターネット記事（１枚）
長崎県教育庁総務課長及び高校教育課長の連名で請求人あてに発出した令和
元年５月１６日付け回答文書の写し（４枚）
「化学教官室」及び「第２化学室」と書かれたプレートを撮影した写真（１枚）
「15SSH」と記載されたシールが貼付してある図書を撮影した写真（３枚）

4 要件審査

本件請求について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号。以下「法」という。）第
242条に規定する要件を具備しているか審査した結果は、次のとおりである。

(1) 法第242条に規定する要件

法第242条に規定する住民監査請求の要件は以下のとおりであると解される。

請求書は所定の様式により作成されているか。

請求人は本県の住民であるか。

事実証明書が添付されているか。

本県の機関又は職員を請求の対象としているか。

「違法若しくは不当な行為（以下のアからウまでに限る。）」又は「違法若し
くは不当に怠る事実（以下のエ及びオに限る。）」を請求の対象としているか。

ア 公金の支出

イ 財産の取得、管理若しくは処分

ウ 契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担

エ 公金の賦課若しくは徴収

オ 財産の管理

請求は、対象としている行為のあった日又は終わった日から一年を経過して
いないか。

講ずべきことを請求している措置は、以下のアからウまでの事項のために必
要なものであるか。

ア 請求の対象としている行為の防止若しくは是正

イ 請求の対象としている怠る事実の是正

ウ 請求の対象としている行為若しくは怠る事実によって県がこうむった損
害の補填

このうち、 から までの要件については請求書の記載内容等により具備してい

ることが明らかであるので、 から までの要件について以下検討する。

(2) 請求人が主張する「違法若しくは不当な行為」又は「違法若しくは不当に怠る事実」

請求人が本件請求の対象としているのは、長崎県立諫早高等学校（以下「諫早高校」という。）から「化学教官室」及び「第2化学室」と書かれたプレート（各1枚）並びに図書（3冊）が卒業生により盗み出されながら、同校が何ら返還請求をしないまま放置していることであり、前記（1）の のオに記載する「財産の管理」を怠る事実であると解される。

請求人が主張している違法性若しくは不当性は、諫早高校がプレート及び図書が盗み出されながら何ら返還請求をしないまま放置しており、また、盗難について調査すらしていないため何をどれだけ盗まれたかも把握できていないことであると解される。

したがって、本件請求は、前記（1）の の要件を具備しているものとする。

また、本件請求は、怠る事実を請求の対象としているため「一年以内」という請求期間の制限はなく、前記（1）の の要件は適用されない。

(3) 請求人が求めている講ずべき必要な措置

請求人が長崎県教育委員会に対して求めている措置は次の4点であると解される。

ア 盗み出されたプレート及び図書の返還請求を行うこと

イ 今後プレートや図書が盗難に遭わないような、あるいは、管理の適正化を図るなどして直ちに盗難に気付くような再発防止策をとること

ウ 実地検査や実地監査を盗難が把握できるような実効性のあるものに変更すること

エ 盗んだ者に対して刑事訴訟法第239条に基づく告発を行うこと

本件請求が対象としている「怠る事実」とは、前記（2）の でみたとおり、「プレート及び図書が盗み出されながら何ら返還請求をしないまま放置しており、また、盗難について調査すらしていない」ということであるので、ア及びイに記載する措置については、前記（1）の のイに記載する「怠る事実の是正」を求めるものであると考える。

ウに記載する措置についてみると、ここで言う「実地検査や実地監査」とは、事

実証明書として添付されている長崎県教育庁総務課長及び高校教育課長の連名による文書に記載されている「出納局による会計監督検査(定期検査)」や「監査委員や監査事務局による監査(定期監査)」のことを指しているものと思料される。

この請求については、「怠る事実の是正」でも「怠る事実によって県がこうむった損害の補填」でもないため、法第 242 条に定める「講ずべき必要な措置」の要件を具備しておらず、住民監査請求の対象とは認められない。

エに記載する措置(告発)についても、「怠る事実の是正」でも「怠る事実によって県がこうむった損害の補填」でもないため、法第 242 条に定める「講ずべき必要な措置」の要件を具備しておらず、住民監査請求の対象とは認められない。

(4) 要件審査の結果

以上のとおり審査した結果、本件請求は、前記(3)のウ及びエを除き、法第 242 条に定める要件を具備しているものと認められることから、「請求があった日」を令和元年 6 月 17 日として受理した。

第 2 監査の実施

1 監査対象事項

本件請求が対象としているのは、プレート及び図書に係る返還請求や再発防止策を実施しない「怠る事実」であり、また、求める必要な措置についても返還請求や再発防止策の実施という「怠る事実の是正」であるため、これらに関して、諫早高校に違法又は不当に財産の管理を怠る事実があったか否かについて監査を実施した。

2 監査対象機関

県立高等学校の指導に関する事務等を所管している教育庁高校教育課並びにプレート及び図書の盗難があったとされる諫早高校を監査対象機関とし、書面調査及び事情聴取を行った。

3 監査対象項目

- (1) 本件請求に係る物品について
- (2) 本件請求に係る物品の管理について
- (3) 本件による県の損害について
- (4) 本件物品の返還請求について

4 請求人による証拠の提出及び陳述

請求人に対して、法第 242 条の規定により、証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、令和元年 7 月 11 日に証拠が書面で提出され、令和元年 7 月 19 日に請求人の陳述があった。

(1) 新たに提出された証拠

事実証明書（追加）

平成 30 年 10 月 1 日及び 10 日並びに平成 31 年 1 月 18 日に行われた請求人と諫早高校との話し合いの録音を一部反訳した書面

「リサイクル資料（再活用図書）除籍済」と記載されたシールが貼付された 2 冊の本を撮影した写真

(2) 陳述の要旨

陳述において請求の趣旨を補足する意見の要旨は次のとおりである。

プレートが繰り返しなくなっているのに調査もしておらず、安易に買い換えれば良いと思っているのではないかと。本来、学校は盗難が発生すべき場所ではないのでしっかり原因究明をしてもらいたい。

本が何度も盗られているが、これにも県の公金が絡んでいるのでしっかり調査してもらいたい。諫早高校は返せと言っているのに、処分した（あげた）ということと矛盾している。

追加の事実証明書として提出した本の写真は、熊本県八代市立図書館の廃棄処分された本であるが、「リサイクル資料（再活用図書）除籍済」というシールが貼付されている。本を処分するにはルールがあるはずだが、諫早高校の本にはどこにもこのようなシールがない。

プレートも本も公金が絡んでおり、金額の多寡の問題ではない。また、適切な対応や処置がなされていないため、いろいろな問題が発生している。

第 3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 本件請求に係る物品について

プレートについて

- 平成 28 年 11 月 16 日、本件請求人が諫早高校に来校し、本件請求人の息子（同

校の卒業生。以下「卒業生」という。)が「第2化学室」及び「化学教官室」と印字されたプレートを盗んだので、警察に対し被害届を出すよう申し立てがあった。

- ・ 当該プレートは出入口の枠に取り付ける構造のものであり、壁から張り出して取り付けられているものではないため、プレートの存在が分かりにくい状態で掲示されていたものであるが、平成28年11月25日、諫早高校が校内を確認し、当該プレート2枚が所定の場所に設置されていないことを確認した。
- ・ 諫早高校は、当該2枚のプレートについては新たに購入しておらず、現在も掲示がないままの状態である。
- ・ 請求人から本件請求の事実証明書として提出された写真に写るプレートは、前記場所に掲示されていたものであると認められる。
- ・ 平成31年1月25日、諫早高校が卒業生に対しプレートについて電話確認したところ、「よく覚えていない」、「返すことはできるが、実家に帰れない状態にある」旨回答しており、プレートが実家にあると示唆している。
- ・ 諫早高校としても、本件請求の事実証明書としてプレートの写真が提出されているため、当該プレートは本件請求人の手元にあるものと考えている。

図書〔SSHのシールが貼付されているもの〕について

- ・ 平成30年10月1日、本件請求人が諫早高校に来校し、卒業生が同校の図書も盗んでいるとして図書の写真を提示した。
- ・ 写真の図書はSSHのシールが貼付されていたため、諫早高校は同校の所有物であったことを確認した。
- ・ SSHのシールが貼付されている当該図書(以下「SSH図書」という。)については、「国立研究開発法人 科学技術振興機構」(以下「機構」という。)が、諫早高校が「スーパーサイエンスハイスクール」指定校であった平成15年に、同校のために購入したものであり、指定期間(平成15～19年度)終了後に機構から同校に譲渡されている。
- ・ SSH図書については、当初、機構の所有物として「図書管理簿」を作成し、諫早高校の図書とは区別して管理されていたが、当時の管理簿等は文書保存期間が経過しているため残されていない。
- ・ なお、機構から諫早高校に譲渡された図書のうち現在同校に残っているものは537冊である。
- ・ 請求人が、盗難があったとしている平成23年末から平成28年1月ぐらいまでの期間は「スーパーサイエンスハイスクール」指定校の指定期間(以下「SSH

指定期間」という。)終了後であるため、盗難があったとされる時点では諫早高校が所有・管理する図書となっている。

- ・ 第2化学室には教師の個人的な本等も保管しているキャビネットがあり、諫早高校としては、本件SSH図書はこのキャビネットに保管してあったのではないかと推測している。
- ・ 平成31年1月25日、諫早高校が卒業生に対し電話確認したところ、「かつて諫早高校に勤務していた教諭から何冊か本をもらったことがあり、その本が実家にもあるかもしれない」という旨の回答があった。
- ・ 令和元年7月17日、本の譲渡について高校教育課が当該元教諭へ確認を行ったところ、「ちゃんとした専門書のようなものはあげたことはないと思う。だが、授業で使ったような本であれば、あげたかもしれない。もう随分前のことだから、あまり覚えていない」ということであった。
- ・ 本件請求の事実証明書として当該図書の写真が提出されているが、本件請求人は、このうち1冊は自分の手元にあるとしている。

(2) 本件請求に係る物品の管理について

- ・ 現時点における諫早高校の物品管理の状況を確認したところ、物品管理者については職指定により校長を、配置物品管理者については個別に各教科担当教師等を指定している。
- ・ 平成30年度における登記された物品に係る点検・照合及びその結果報告については適正に行われていた。
- ・ SSH図書については、前述のとおり、諫早高校は、教師の個人的な本等も保管している第2化学室のキャビネットに保管してあったのではないかと推測している。
- ・ 研究用図書等については、担当教師に申し出れば、その場での閲覧や貸し出しは可能であるとしている。
- ・ 諫早高校は、本件に係る物品の亡失についてはいずれも本件請求人からの申し出以降に把握しており、亡失の時期及び経緯並びに当時の管理状況は、書類も残っていないため確認できないとしている。
- ・ 諫早高校は、SSH図書は指定期間中に行う調査研究に使用するという目的で当時の研究内容に合わせて選定されているので、指定終了後は図書館用の一般図書としての活用には不向きであると判断し、使用目的を終えた不用物品として整

理したが、廃棄処分は行わず、化学室等の特別教室で保管し、生徒が部活動等で自由に閲覧できるようにしていたとしている。

- ・ 高校教育課は、本件SSH図書の販売価格は1万円未満のもので加除式の書籍にも該当しないため、長崎県物品取扱規則（平成20年長崎県規則第23号。以下「規則」という。）による物品出納簿へ登記して管理する必要はないものであることから、諫早高校の管理の状況については、規則上の問題はなかったとしている。
- ・ しかしながら、本件については、特別教室に保管するという判断をした際に不用物品であることが判別できる表示をしていなかったことなど、SSH図書の管理方法や取り扱いのルールを明確にしていなかったことについては、高校教育課及び諫早高校とも適切ではなかったとしている。
- ・ 諫早高校は、プレート及びSSH図書については盗まれたということ自体を事実として認定できないとしており、SSH図書については譲与した可能性が高いと主張している。
- ・ 諫早高校では、上記の状況を是正するため、今後、高校の各教室の責任者が学期毎に行う施設・設備点検の点検表の改善や、報告の徹底、SSH図書のリスト作成など、新たな管理ルールの制定を実施するとしている。

(3) 本件による県の損害について

- ・ プレートについては、諫早高校は、新たなプレートは購入しておらず、現在掲示がないままの状態である。

なお、亡失したプレートの価格及び時価評価額は不明のため、損失額はわからない。

現時点における再取得価額〔参考見積額〕 6,000円（税別）

- ・ SSH図書については、SSH指定期間終了後、諫早高校が機構から無償で譲渡されたものであるが、高校教育課は、本件SSH図書の販売価格は1万円未満であるとしている。

現時点における再取得価額〔販売定価〕 880円～2,700円（税別）

(4) 本件物品の返還請求について

プレート及びSSH図書については、卒業生に対し電話により2回（平成31年1月25日及び31日）返還を求めているが、同人は、保管している場所（実家）に近寄ることができないということで返還には至っていない。

本件請求に係る物品を一部保管しているとしている本件請求人に対しても口頭で返還を求めてはいるが、「証拠資料だから返すことはできない」ということで返還には至っていない。

なお、諫早高校は、本件物品について盗難とは認定していないものの「もし請求人の主張するとおりであれば」という仮定のもとに返還請求を行ったとしている。

(5) その他

「プレートや本が盗難に遭わないように防止措置をとること、あるいは管理の適正を計り、直ちに盗難に気づくようにするなどの再発防止策をとること、実地検査や実地監査が上記盗難を把握できるような実効性のあるものに変更すること」という主張について、教育庁としての見解が以下のとおり示された。（原文のまま）

- ・ プレート及び本の管理については、県の公有財産取扱規則や物品取扱規則に則って管理しており、いずれもその分類や価格等から公有財産台帳や出納簿に登記する必要はなく、規則が求める帳簿等に関する問題はなかったと考えます。しかしながら、実際にプレートが紛失した事実、本の処分経過等を明確に説明できない事態が起こっておりますので、長崎県教育委員会が諫早高校に対し、口頭による指導を行い、同校においては、次のような対策を講じ、公有財産及び物品の適正管理、盗難の防止に努めることとしております。

現在、各教室等の責任者が学期毎に行っている施設・設備点検で使用する点検表に「配置物品の破損や滅失」の項目を新たに設け、施設・設備の点検及び報告を職員に徹底させる。

現在保管されているSSH関係の図書について、リストを作成し、管理に関するルールを定める。

- ・ すべての県立学校において公有財産取扱規則や物品取扱規則等法令の趣旨を踏まえ、引き続き適切な管理に努めるよう指導してまいります。

2 物品管理に係る規則等

- ・ 本県においては、物品の管理に関して規則が定められている。
- ・ 規則では、「物品使用者は、使用する物品を常に善良な管理者の注意をもって使用し、管理しなければならない」（以下「善管義務」という。）と規定されている。
- ・ 規則において、図書のうち1点の取得価格等が1万円以上の図書及び加除式の書籍（台本）については、物品出納簿により管理するとともに、物品管理者は、年1回、配置物品管理者に現物と物品管理簿等との点検・照合及びその結果報告

を行わせるとされている。

- ・ 上記以外の図書や消耗品（ 1 ）については、規則等に具体的な管理方法等の定めはないが、「長崎県物品取扱規則の施行について」（平成 20 年 3 月 25 日付総務部長通知）第 3 の 4 の（消耗品等の取扱いについて）では、消耗品（ 2 及び 3 を除く。）は、「物品出納簿（又は消耗品等出納簿）へ登記して管理する必要はないが、その保管及び管理にあたっては、重要物品、備品、図書など物品出納簿（又は消耗品等出納簿）へ登記された物品と同様に厳正な取扱いをしなければならない」とされており、この考え方は、図書の管理に関する善管義務についても通ずるものがあると考えられる。

1 規則第 10 条第 1 項

(4)消耗品 次に掲げるもの

ア 1 回又は短期間の使用(譲与を含む。)によって消耗される物品及び毀損されやすい物品

イ 新聞、雑誌、年鑑その他これらに準ずる消耗的刊行物

ウ 性質又は形状を変えることなく、比較的長期間の使用又は保存に耐えるもの（第 2 号に掲げるもの〔備品〕を除く。）

2〔規則第 13 条第 1 項第 7 号に規定する「知事が別に定めるもの」〕

テレビ・ビデオ・DVD / ブルーレイレコーダー・プレイヤー類、カメラ類(使い捨てカメラを除く)、ICレコーダー・HDD等の記録機器類、携帯電話(スマートフォンを含む)・タブレット等の通信機器類

3〔規則別表に掲げるもの〕

印紙類、劇毒薬物、商品券類、受験(検)票、現金領収書

- ・ さらに、上記総務部長通知の第 7 (処分事務)の(3)には、「物品管理簿に記載する必要がない物品であっても、その処分について物品管理者が必要と認める場合には、規則第 31 条、第 32 条の規定に準じ手続きを適正に行うべき」とされていることに鑑みると、本件 S S H 図書の管理については、物品管理者の管理責任が全て免除されているわけではないと解される。

3 判断

諫早高校において、違法又は不当に財産の管理を怠る事実があったか否かについては、次のように判断する。

(1) プレートについて

本件請求人が諫早高校から盗み出されたと主張するプレートは、規則第 10 条第

1項第4号に規定する「消耗品」に該当するものである。

本件請求人の主張のとおり、当該プレートについては無断で諫早高校から持ち出されたものと推測されるが、高校教育課及び諫早高校では、当該プレートが卒業生によって盗まれたという証拠とは判断できないとしている。

プレートのような「消耗品」については、前記第3の2のとおり、具体的な管理方法等の定めはないが、管理責任が免除されているわけではなく、亡失原因の特定は難しいとしても、諫早高校が請求人に指摘されるまで亡失の事実を認識していなかったことなどから、プレートの管理に関して問題がなかったとは言い難い。

しかしながら、プレートが、前記第3の1の(1)のとおり、壁から張り出して取り付けられているものではないため、その存在が分かりにくいことや、通常、プレートが無断で持ち出されることも想定しづらいため、諫早高校がその亡失に気付かなかつたとしても、それがただちに違法または不当な管理に起因するものであるとまではいえない。

諫早高校は、プレートの亡失を把握した後、卒業生及び本件請求人に対してプレートの返還を求めているが、口頭での請求で自主的な返還を待つ姿勢に終始し、その対応は必ずしも十分なものであったとは認め難い。

しかしながら、前記第3の1の(4)のとおり諫早高校の返還請求に対し、本件請求人が証拠資料であることを理由に「返すことはできない」としている状況で、請求人が諫早高校が返還請求を怠っていることを問題とすることには矛盾があり、この点で請求理由を欠くものとする。

(2) SSH図書について

本件請求人が諫早高校から盗み出されたと主張する3冊の図書については、すべて「15SSH」のシールが貼付されており、SSH指定期間終了後に、機構から学校に譲渡された図書である。

当該図書について、諫早高校は、図書室に置いてあったものではなく、教師の個人的な本等も収蔵している第2化学室のキャビネットに保管してあったのではないかとしているが、亡失の時期及び経緯等については書類がなく確認できないため、盗難によるものなのか、管理していた教師が譲渡したものなのか、貸し出されて未返却のままになっているものなのかが特定できない。

しかしながら、亡失の原因について特定できない以上、盗まれたものとする請求人の主張を否定することもできないので、請求人の主張を前提にしてあらためて当該図書の管理に怠る事実があったか否かをみると、諫早高校は、卒業生及び本件請求人に対して当該図書の返還を求めているが、プレートと同様、口頭での請求で自

主的な返還を待つ姿勢に終始し、その対応は必ずしも十分なものであったとは認め難い。

また、図書については当該評価額が1万円未満であることから、規則上物品出納簿への登記は必要ではなく、諫早高校が同出納簿を作成していないことに問題はないが、先の総務部長通知によれば、物品管理簿に登記する必要がない消耗品であっても、登記された物品と同様に厳正な取扱いをしなければならないとされ、また、その処分についても必要と認める場合には、規則に準じた取扱いを求められており、上記第3の2で述べたとおり、その考え方は、図書の管理についても通ずるものがあると考えられる。

諫早高校では機構から譲渡されたSSH図書がまだ537冊残っているが、SSH指定期間中に作成していたはずの「図書管理簿」が現存しておらず、これらの図書を適正に管理しようとしても難しい状態にある。

高校教育課は、これらの図書はすべて不用物品であるとしているが、そもそも、諫早高校において組織としての不用決定が行われたと判断できる文書がまったく残っておらず、手続上不備がある。

また、不用物品としながら廃棄処分もせず、諫早高校の生徒に部活動等で自由に閲覧させており、ある意味矛盾した取り扱いを続けている。

これは、諫早高校では規則並びに総務部長通知の趣旨が徹底されず、SSH図書に係る保管・処分の基準等が無かったことに起因するものであり、譲渡したものなのかどうかすら特定できないほど漫然と保管を続け、物品にかかる管理が十分であったと認めがたい面がある。

この点において、請求人が「再発防止策」を求めることについては、一定理由があった。

しかしながら、本件請求に係る図書が紛失した当時、SSH指定期間終了後の図書の管理に際しても、規則や総務部長通知を踏まえる必要があることについて理解が不足していたことが認められるものの、図書の管理に係る明確な基準が設けられていなかったことを考えると、図書の管理について違法又は不当に財産の管理を怠っていたとまでは言えない。

教育委員会においては、今回の住民監査請求を受けて、諫早高校における図書の管理が適切でなかったことを認め、諫早高校への指導を行い、同校でも施設・設備点検で使用する点検表の改善や、報告の徹底、SSH図書のリスト作成など、新たな管理ルールの制定を行うこととしており、既に請求目的は達成していると考えられる。

また、請求人が主張するSSH図書の返還請求については、前記第3の1の(4)のとおり諫早高校の返還請求に対し、本件請求人がプレートと同様に証拠資料である

ことを理由に「返すことはできない」としている状況で、諫早高校が返還請求を怠っていることを問題とすることには矛盾があり、この点で請求理由を欠くものと考ええる。

4 結論

上記のとおり、請求人の求めるプレート及び図書の返還請求については、その主張に理由を欠くことから、また、再発防止策を求めることについては、既に教育委員会による改善策が示されており、請求目的を達していることから、いずれも棄却する。

5 意見

監査結果は以上のとおりであるが、監査委員としての意見を次のとおり付記する。

本件住民監査請求を受けて、長崎県教育委員会は、諫早高校に対し、公有財産及び物品の管理等について口頭により指導を行うとともに、すべての県立学校についても適切な管理に努めるよう指導するとのことであるが、指導に当たっては、物品の管理及び処分に係る問題点をすべて洗い出し、最も効果的な管理のあり方を今一度十分に検討したうえで、口頭ではなく文書により改善を求められたい。

また、プレート及び図書について、請求人等とも十分に協議を行い、本件の早急な解決を図られたい。